

佐賀支え愛県産品 EC 販売促進プロモーション等業務委託仕様書

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費減退により、価格の低下や売上の減少など非常に厳しい経営状況となっている県内の生産者や事業者を支援するため、令和2年8月にさが県産品流通デザイン公社（以下、「公社」という。）が主体となって開設したECサイト（楽天市場、Yahoo!ショッピング、食べチョク、ポケットマルシェ等）で展開する商品を、SNS やインフルエンサー等を活用した販売促進プロモーションを実施することにより、県産品の認知度、購買意欲を向上させるとともに、消費喚起・拡大を図ることで、県内の生産者や事業者の経営の下支えを行う。

2. 委託業務名

佐賀支え愛県産品 EC 販売促進プロモーション等業務

3. 契約期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）までとする。

4. 委託業務の内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ネット上での消費活動が活発化する一方で、ECサイトの乱立により、ただECサイトを開設するだけでは消費者に認知されず、結果的に消費喚起・拡大に繋がらない傾向があるため、ネット上での認知度向上を図る必要がある。

国内におけるSNS利用者数は年々増加傾向で普及率80%とも言われており、ネット上でのEC販売促進には不可欠なツールである。また、SNS上で影響力をもつ媒体（企業・インフルエンサー等）を活用することで、消費者に効果的にアプローチすることができるため、SNS やインフルエンサーを活用した販売促進プロモーションを展開することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、非常に厳しい経営状況となっている県内の生産者や事業者の経営の下支えを行う。

短期的に県産品の認知度、購買意欲を向上させ、県産品の消費喚起・拡大につなげるため、以下に掲げる取組を組み合わせる、あるいは連動させるなどした即効性のある一体的な取組を、「佐賀支え愛県産品 EC 販売促進プロモーション」として企画提案すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的な影響が長期にわたることから、企画提案された取組の効果が持続的に発揮されるよう、取組をバランスよく配置した継続的なキャンペーンを実施すること。

- (1) EC サイト（楽天市場、Yahoo!ショッピング、食べチョク、ポケットマルシェ等）で展開する商品を、SNS やインフルエンサー等を活用し、消費者にプロモーションすることにより、県産品の消費喚起・拡大を図る取組
- (2) EC サイト展開商品並びに未展開の県産品の認知度、購買意欲を向上させるプレゼント企画に関する取組

参考目標

- ・以上の取組を通じて以下の数値を参考目標とする。

EC サイト（楽天市場、Yahoo!ショッピング、食べチョク、ポケットマルシェ等）において
1000 件以上の売上見込み

県産品の紹介件数：10 点以上

5. 成果物

成果物として次に掲げるものを提出すること。

① 実績報告書（紙媒体、データ）

4（1）、（2）の業務で実施した取組実績に関する報告

なお、当業務で制作した情報発信、販売促進等に係るツール・媒体、コンテンツ等のデータ（デザインデータ含む）等も含む。

② その他公社と受託者が合意のうえ、成果物として提出を求めるもの

6. 委託料

16,500千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

7. 委託料の支払い

前金払及び完了払

8. 契約保証金

免除（佐賀県財務規則第115条第3項第7号を準用）

9. 留意事項

（1）本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもとより、この仕様書に記載のない事項、又は仕様書について疑義が生じた場合については、公社と受託者が十分に協議し、公社の了承を得て決定することとし、受託者はその決定を遵守して業務を遂行しなければならない。

また、業務の実施にあたっては、当公社職員と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

（2）業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、公社からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通を行うこと。

（3）業務の企画提案及び実施に必要な相当の能力を有する人材により適正な人員配置を行うこと。

特に、企画提案に当たっては、SNS、インフルエンサー、販売促進等に専門的な知見や豊富な運用実績を有する人材（プランナーやクリエイター）の意見を反映できる体制とすること。

（4）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、業務遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防のために政府が示す「新しい生活様式」に取り組むとともに、業務内容の検討や業務の進行管理を円滑に行うため、ミーティング等を随時WEB等によって実施できる公社との密な連絡体制を構築すること。

（5）受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。

（6）受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）及び購入備品の所有権は公社に帰属するものとする。公社は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ロゴ、データ等）や備品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は公社に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。

また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

（7）制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。公社の利用についても同様とする。

（8）本業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、あらかじめ公社に対して、業務の一部について、再委託する業務の内容、再委託先を報告し、公社と受託者の協議により公社が認めるときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

(9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、公社の定める「公益財団法人佐賀県地域産業支援センター個人情報保護規程」を遵守すること。